

# 電話で処方箋発行可能

感染拡大防止

新型コロナウイルスの感染を避けるため、慢性疾患で通院する患者が医療機関に行かずに処方薬を受け取る措置が実施されている。2月末に厚生労働省が周知し、県医師会も同様の内容を会員に通知している。

重症化しやすい人ができるだけ医療機関を受診しなくてもよい態勢をつくることが目的だ。

高血圧や糖尿病など慢性疾患の診断を受けている人が薬を必要とする場合などが対象。かかりつけ医が電話で診察をして処方箋を発行し、薬局にファクスなどで送付する。患者は病院に行かず、薬局で薬を受け取れる仕組みだ。

県医師会の担当者は「なるべく電話処方で対応するよう通知している。院内感染を防ぎたい」と述べ、患者に対し個々の医療機関に対応の有無を確認するよう勧めている。

## 電話で処方箋を発行する流れ 新型コロナ対策の措置



※対応の有無や時間は、各医療機関で異なる  
一方、政府は新型コロナウイルスの感染が疑われる患者には、対面で診療するよう求めている。